

誓約書のご提出のお願い

静岡理工科大学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学大臣決定）が、平成26年2月18日付で改正され公表されたことに伴い、大学構成員と取引業者の関係が緊密な状況で不正取引（不正行為）が発生する事例が多いことに鑑み、新たな対策として取引先業者から「誓約書」を徴収することが求められることとなりました。

つきましては、本学においても下記のとおり、取引先業者の皆様へ誓約書の提出をお願いすることといたしました。

なお、誓約書に関しては、下記にお示しした業者様（個人を含む）を除く全ての業者様に提出をお願いします。

原則として、本学は誓約書をご提出いただいた業者様とのみ取引を行うことといたします。

記

1. 誓約書の提出の対象外とする企業・団体等

- a) 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
- b) 学校法人
- c) 国際組織、外国企業等
- d) 電気・ガス・水道・電話・郵便事業者等
- e) 弁護士・特許・税理士事務所等
- f) 商取引の相手方ではない個人
- g) その他、本件対象になじまない業種等

2. 関連諸規程等

- ・「静岡理工科大学との取引における基本事項」
- ・学校法人静岡理工科大学「経理規程」……本学HPを参照ください。
- ・学校法人静岡理工科大学「施設・物品管理業務規程」……本学HPを参照ください。

3. 誓約書様式

別添様式のとおり。

なお、誓約書は、本学との取引に関して最終責任を有する方がご記入ください。

4. 提出方法

持参または郵送

5. 提出期限

新規お取引業者様：原則、取引開始前まで

6. 提出・問い合わせ先

静岡理工科大学事務局総務部総務課 樽松・石原

電話：0538-45-0111（代表）

住所：〒437-8555 静岡県袋井市豊沢2200-2